資料5(午前・午後) 令和2年3月18日

障害福祉サービス等に係る事業者説明会

千葉市障害者自立支援課

心身障害者(児)医療費助成の対象拡大について

令和2年4月1日から、国制度である自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療) を受給中で、「**重度かつ継続」に該当する方**は、「心身障害者(児)医療費助成」の所得制限 の対象外とし、所得が制限額を超えた場合も「心身障害者(児)医療費助成制度」の対象と なります。

1 拡大対象

下記の①及び②の両方に当てはまる方

- ① 国民健康保険、各社会保険、後期高齢者医療制度の被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当 する方(※65歳以上で新たに重度の障害者の認定を受けた方は対象外)
 - ●身体障害者:身体障害者手帳1~2級及び内部障害3級
 - ●知的障害者:療育手帳A (Aの1・Aの2) ~概ねBの1
 - ●精神障害者:精神障害者保健福祉手帳1級
- ② 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の受給者証をお持ちで、「重度かつ継続」の 対象となっている方。(受給者証に「重度かつ継続」に該当する旨が記載されている方に限ります。)

2 窓口

各区保健福祉センター高齢障害支援課 (受給するには申請が必要です。)